

〈令和3年度～令和5年度〉
滝沢市教職員働き方改革プラン

滝沢市教育委員会

1 本プランについて

(1) 本プランの位置づけ

本プランは、学校における働き方改革を推進するため、令和3年2月策定「岩手県教職員働き方改革プラン」を参酌し、滝沢市教育委員会及び滝沢市立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けて取組の目標、具体的な取り組み等を示したものです。

(2) 本プランの目的

全ての学校で、学校教育目標の実現にむけて教育活動に専念できるよう、教職員一人一人の心身の健康保持・増進と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することを目的とします。

(3) プランの期間

令和3年度から令和5年度まで

プラン策定後の学校を取り巻く環境変化や長時間勤務者の推移等を踏まえ、取組や目標等の適切な見直しが可能となるよう、「岩手県教職員働き方改革プラン」の計画期間に合わせることにし、3か年度の計画期間とします。

また、滝沢市立学校衛生委員会に諮りながら、随時改訂を行っていきます。

2 本市における教職員の長時間勤務の現状について

小中学校における長時間勤務者の状況（令和2年度時間外調査結果）

学校種別		超過勤務 45時間以上	内訳			年360時間 超え
			45時間以上 80時間未満	80時間以上 100時間未満	100時間以上	
小学校	197人	10.7%	10.6%	0.1%	0.0%	6.6%
中学校	123人	21.1%	20.5%	0.6%	0.0%	17.0%

3 プランの目標

1 小中学校教職員の時間外在校等時間の縮減

- (1) 時間外在校等時間が月100時間以上の者の割合ゼロを継続する。
- (2) 時間外在校等時間が月80時間以上の者の割合ゼロを目指す。
- (3) 時間外在校等時間が月45時間超、年360時間超えの者を段階的に縮減する。

時間外在校等時間	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月45時間超	的確な実態把握と 要因分析	令和3年度実績の 3割減	令和3年度実績の 5割減
年360時間超			

4 具体的取組

～ 教育委員会の取組 ～

1 学校の取組支援

(1) 先進的取組の普及

各学校における働き方改革への好事例について市校長会等で情報提供し、市内小中学校間で共有することにより、各学校の取組の改善へ生かします。

(2) 地域・保護者の理解醸成

学校閉庁日の設定や部活動休養日について地域や保護者へ周知を図り、学校における働き方改革について理解醸成を図ります。

2 環境整備

(1) チームとしての学校の推進

① 教職員をサポートするスタッフの配置

教職員の事務作業の補助や、児童生徒に対する個別的できめ細やかな対応を行ため市独自の人員配置を行い、教職員が、児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を整備します。

- ・特別支援教育支援員
- ・あったかハート支援員
- ・学校司書
- ・学校看護師
- ・部活動指導員

② 登下校に関する関係機関・地域との連携強化

学校・自治会・PTAと連携してスクールガードの配置支援を行い、学校や教員が担う業務に係る地域との適切な役割分担を推進します。

(2) 制度等改革

① 学校におけるICT環境の整備促進

全教職員への一人一台パソコンの整備及び個人アドレス設定により、引き続き業務の効率化や事務処理の迅速化を図ります。

② 作品募集依頼への対応精査

学校への作品募集依頼への対応基準を明示することにより、引き続き学校の作品出品事務に係る業務の軽減を図ります。

③ 市教育研究会開催回数の軽減

従来の年4回から年2回への削減（平成30年度～）を継続することにより、引き続き運営に係る事務局校及び会場校の業務負担の軽減と、授業時間の確保を図ります。

(3) 部活動の適切な運営

① 部活動休養日の設定

「部活動ガイドライン」の周知を図り、部活動休養日及び活動時間について定め、適切な部活動運営を図ります。

《滝沢市の部活動休養日及び部活時間の基準》

1 休養日について

週2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。

2 活動時間について

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

② 部活動指導員の配置

県教育委員会と連携を図り、部活動指導員を任用・配置し、適切な部活動指導体制を整備します。

(4) 勤務時間の適正管理

① タイムカードによる客観的勤務時間把握

勤怠管理システムの導入により、時間外在校等時間を客観的に把握し、教職員の業務量の適正な管理を行います。

- ② 夏期・冬期の学校閉庁日の設定
夏期・冬期の長期休業に合わせ、学校閉庁日を設けることにより、教職員の疲労や心理的負担の軽減を図ります。

3 健康確保

- (1) 労働安全衛生体制の確立
年2回滝沢市立学校衛生委員会を開催し、教職員の健康の保持増進に関する基本計画その他重要事項を調査審議し、教職員の安全衛生体制の確立を図ります。
- (2) 心とからだの健康対策
定期健康診断、胃がん検診、ストレスチェックをそれぞれ年1回実施し、教職員の心身の健康状態の把握及び不調の早期発見、改善を促します。

～ 学校の取組 ～

各学校は、実態や実情に応じ、学校が主体となって実施する以下のような取組を、市教育委員会が実施する取組と両輪となって進めます。

1 管理職による適切なマネジメントの推進

- ① 長時間勤務者の要因分析の実施
勤怠管理システムによる客観的把握や日ごろの業務管理等により、長時間勤務者とその要因について把握し、状況を分析し、改善を図ります。また、月80時間以上の時間外勤務のあった教職員がいた場合は各校長が面接を行い、状況の改善を図ります。
- ② 部活動の適正化
「部活動ガイドライン」に基づく活動を行うことを推進し、適切な部活動の運営及び管理に係る体制の構築に取り組むなど、適切なマネジメントを行います。

2 教職員の健康管理

- ① 長時間勤務者の要因分析の実施（再掲）
1 ①に同じ。

② 校内衛生委員会の効果的活用

各学校ごとに学校衛生委員会を機能的に活用し、学校の実情に応じた教職員の安全衛生体制や時間外在校時間、業務改善等について協議を行い、各校の実効的取組につなげます。

3 学校における業務改善の推進

① 学校行事等の見直し

新型コロナウイルス感染症対策として実施した、各行事の見送り、規模縮小等の各種見直しを踏まえ、今後も継続可能な見直しを検討・実施します。

② 会議の効率化

資料印刷の省略、説明時間の精選、会議時間の短縮により、教員が授業準備等に集中するための時間を作り出します。

③ 学校公金の取扱い

学校徴収金の徴収・管理について、口座振替等、教職員が直接関与しない方法での徴収・管理を推進し、業務の削減を図ります。